

もくじ

ばばこうへい議員代表質問・・・・・・ 1

他会派の代表質問項目・・・・・・ 16

●京都府議会 2014 年 9 月定例会が 9 月 11 日に開会し、9 月 16 日に日本共産党のばばこうへい議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

9 月定例会 代表質問

ばばこうへい（日本共産党・京都市伏見区） 2014 年 9 月 16 日

【馬場】日本共産党のばばこうへいです。議員団を代表して、知事に質問します。

質問に入る前に、議長のお許しをいただき、一言申し上げます。

平成 26 年 8 月豪雨は全国各地に甚大な被害をもたらし、広島市では大規模な土砂災害によって多くの人命が失われました。本府でも、福知山市を中心とする府北中部地域に甚大な被害が発生しました。今回の豪雨災害で被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意をささげます。併せて、発災直後からボランティアや、現場職員、関係者の皆さんが昼夜を分かたず復旧作業にご尽力をいただいていることに、改めて敬意を表したいと思います。

豪雨災害の被災者への支援は国制度の対象でなくても救済できる制度を

さて、我が党もいち早く対策本部を設置し、被災状況の調査やボランティアの派遣などに取り組んでまいりました。議員団としても発災翌日には福知山市内に入り、被災者の方々の切実な声を聞いてまいりました。本格的な台風シーズンを迎えるにあたって、2 次災害や再災害は大きな不安となっています。傷んだ河川や大きな地割れが発生している山もあります。緊急対策を進めていただくよう最初に強く求めておきます。

本日は、発災から 1 か月を迎える中で、改めて必要な対策について知事にお伺いします。

生活の再建の要となるのは、住宅の再建です。一昨年の南部豪雨災害、昨年の台風 18 号災害と連続する災害の中で、我が党議員団は被災者の皆さんの切実な要望もお聞きしながら、制度の拡充や小規模災害での適用などを求めてきました。先の 8 月臨時議会では、制度の恒久化が盛り込まれましたが、今回の恒久化では、府が独自で行う補助の部分も含めて、国の被災者生活再建支援法の対象地域があることが前提条件になっており、被災軒数の少ない災害については対象になりません。また、補助の内容についても更なる拡充が必要です。例えば、もっとも多くの被害が出ている床上浸水の被害に対して、修繕費用の 3 分の 1 補助に止まっています。福知山市の石原地域では、「引っ越してきて 3 年。今回で 4 回目の被災。毎年の修繕費用など補助を受けていても限界がある」といった声もありました。

制度の恒久化については、これだけ災害が頻発し、局所的な豪雨災害なども多くなってきている中で、国の被災者住宅再建支援法の対象にならない規模の災害であっても、住宅の再建を支援できるようにすべきです。8 月豪雨以降も、9 月 4 日から 5 日にかけての大雨では、綾部市などで床上・床下浸水の住宅被害が発生しています。先の豪雨災害からわずか 3 週間ほどしかたない。それでも、現在の制度では制度の対象とはならない。国に対して制度の拡充を求めると同時に、少なくとも本府の独自制度の部分については、全ての災害で利用できるよう早急に制度の改善をすべきと考えます。いかがですか。加えて、全ての被災者が住宅再建に取り組むことができるよう、連続する被害も含め被害の実態に合わせて、補助率の引き上げや限度額の引き上げを行うべきと考えますがいかがですか。

河川改修の遅れは重大、土砂災害警戒区域の指定を早急に進めるべき

これまで考えられないような集中豪雨や、台風などが本府をはじめ全国に大きな被害をもたらしています。これからの対策は、「想定外」や「異常」なことが起こりうる観点が求められています。

重大なことは、本府の河川改修の遅れです。全国的に見ても最低レベルにあることは幾度となく指摘し改善を求めてきました。国に対して予算の確保など求めることは当然としても、本府として独自予算を組んでも対策を進めていくべきではないでしょうか。

広島市の土砂災害で、土砂災害警戒区域の指定の遅れが改めて注目されています。本府の指定は、想定される警戒区域のうち約7割です。必要な現場技術職員の拡充も行い、警戒区域の指定を早急に進めるべきと考えます。

想定を超える災害に対して、南部豪雨災害で被害を受けた宇治市の炭山や志津川などの地域では、住民によるハザードマップの作成が進んでいます。遅れた対策を急ぐことと併せて、こうした取り組みを府域の各地に広げるとともに、行政も一緒になって支援できるような対策を取るべきと考えますが、いかがですか。

府北中部の地域経済「復興」のための対策会議の設置を

今回の災害では、福知山中心部の商業地域や、府北中部の農業地域など、生業への被害も甚大なものとなっています。2年連続の被災ということや、地域経済・農業の厳しい状況を考えれば、経営の継続、営農の継続を保証できる特別な支援策が必要と考えます。そうした点から、いくつかお伺いします。

まず、商工業についてです。

福知山市商工会をはじめ現地でお話を伺うと、「花火大会の事故から立ち上がろうとする中での災害」「起爆剤として取り組んできたゆらのガーデンの被災」といった話とともに、「地域経済の支援のために現状に見合った思い切った支援を」と切実な声が寄せられました。被災にあった中小企業の現場では、印刷機が水没し6000万円近い被害、スーパーの商品や冷蔵庫すべてがダメになった、在庫の車がすべて水没など、数億円から数千万円、数百万円という被害がいたるところで見られます。

福知山市の地域経済はもちろん、北中部の重要な商都をどう守るのか特別な支援が求められています。そのためには、「もう新たな借入れはできない」「制度融資などを枠いっぱい借りていても使えるようにしてもらわないと使えない」といった現場の声に応える制度へ拡充することが必要です。補助率の抜本的な引き上げや、限度額の引き上げを早急に行うと同時に、中小企業に対しては、原材料・商品被害などへの支援制度も検討すべきと考えますがいかがですか。また、全体への支援の拡充はもちろんですが、地元が起爆剤として取り組んできた「ゆらのガーデン」をはじめとした施設の復旧など、地域経済全体を盛り上げていく特別な対策が必要だと考えますがいかがですか。

どうやって地域経済・府北中部の経済を復旧ではなく、「復興」させていくのか、市町や商工会などとも連携しながら地域経済復興のための対策会議を設置するなど必要だと思いますがいかがですか。

農業被害の実態把握はこれから 一人の離農者も出さない対策が必要

次に、農業についてです。

被害の実態はまだまだ増え続けています。早急な被害の実態把握に力を入れていただくと同時に、いかに営農を継続していくのかという観点に立った、支援制度の実施が重要だと考えます。

先の8月臨時議会で出された農業への支援策を見ても、昨年の台風18号災害では「農作物生産確保緊急対策事業」の中で盛り込まれていた、水稻への支援がなくなっています。すでに報告されているだけでも、500ha近い浸水や倒伏による被害が出ています。早急に対象とするべきですが、いかがですか。本府の農業の再建に向けた支援の中に、農作物に対する補助はありません。今後も、被害の実態が広がる可能性もありますし、共済制度で補償されない農家に対する支援としても、農産物に対する補助が必要と考えますがいかがですか。

舞鶴市の新規就農者の方々に話を伺うと、「これからもここで農業を続けていけるのか」と2年続けての被災で、大きなショックを受けていらっしゃる声と、「もう続けていけない」と営農意欲を失いつつある声が聞かれます。新規就農者にとっては、2重3重のローンを抱えながら、毎年マイナスからスタートすることになる。新規就農者には、営農と生活に対する両面の支援が必要であり、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援により、一人の離農者も出さない対策が必要と考えますがいかがですか。お答えください。

【知事・答弁】災害対策にかかる住宅再建についてですが、広域的なものについては、これは国が制度をつくり、法律をつくり、基本にしてやっていく、そしてそれについて、市町村間のバランスをとったり、国制度では足りない部分を都道府県が広域的なレベルで補っていく。そして、まちづくりという観点もあり、市町村がそれぞれきめ細かな災害対策を立てていく。これがいまのスキームに立っておりますし、それにもとづいて財政負担というものも出されているわけでありまして。そして、国の被災者生活再建支援制度では、国と都道府県が財源を折半して莫大な被害に共同で対応しているうえに、京都府は独自制度で量質ともに全国トップの制度をいま維持しているところであります。この全国トップの制度を私どもは3年連続発動しているなど、精一杯の努力をしているところありますけれども、一步前の被害でも支援ということになれば、これは都道府県では見舞金程度の例はあるのですが、全く例もみない類例をみないような話でありまして、たぶんこうしてやっぱり災害は基本的には、市町村がきめ細かな観点から対応するというのが、現在の妥当なラインではないかなというふうに考えているところであります。

また、補助率、支給率の引き上げについては、京都府の独自制度は、いま申し上げてきましたように床上浸水におきまして50万円まで限度に10分の10、そしてそれを超えても50万円までというかたちで、これも全国トップでありまして、積極的なそのなかでさらに柔軟な制度の適用ができないか、いま市町村とも調整をしているところであります。

今後とも国制度の拡充要望、ちょっと内閣府のほうの検討が進んでいない現状がありますけれども、私ども先日も要望してまいりましたけれども、こうしたものについて、さらに拡充要望を行なってまいりますとともに、いま申し上げました観点からの制度の充実にむけても取り組んできているところであります。

次に、河川事業予算についてでありますけれども、全国的にも財政状況が厳しく、公共事業の大勢をしめる国の補助金、交付金が減少しているなかで、京都府も河川事業予算の配分割合を増やしているなど、いま必死に努力しているところであります。

正直いいまして、昭和52年の共産府政のときには、公共事業は全国最下位、河川関係事業費は全国37位という最低レベルだったのですけれども、それをいままで林田、荒巻、山田の府政でずっと伸びてきてまして、いまでは公共事業まん中くらい、河川の関係事業費も全国16位まで上げてきているという、一生懸命我々も努力しているという点は、認めていただけたらなというふうに思っております。ただ、そのなかにおきまして、ほかにも日吉ダムの建設ですとか、畑川ダムの建設ですとか、呑龍のトンネルとか、こうしたことにも努力しているというのは、なかなか京都の場合には、大きな河川の改修というものが前面に出てきて、これと支川とのバランスをとっていかなければ、すぐにはできないというところもあるところもご理解いただきたいと思っております。そうしたなかで、いま本線の進捗にあわせて、きちっと福知山の場合も国府市で協議会をつくり、そのなかでバランスのとれたしっかりとした河川整備を行なうように我々も努力をしていく、そういうところでございます。

次に、土砂災害警戒区域の指定についてであります。平成13年4月からの土砂災害防止、これは13年に施行されまして、14年から基礎調査を行ないまして、17年から区域指定に着手しております。そしていまのところ、警戒区域は約1万2千ヶ所、特別警戒区域は1万ヶ所指定しておりますので、これは全国的にみると上位の進捗率ということになっておりますが、非常に進捗が遅いところをみますと、やっぱり都市部のところで、これを説明しましても、まず指定をすれば即、地価が下がってしまうという現状があるなかで、住民のみなさんからも抵抗が多いという現状があります。そうしたなかで我々、避難体制の整備が進むためにも住民の理解を得るために、いま一生懸命努力をしながらなんとか残りの指定について、あとちょっと、2年ぐらいで終えていきたいと思っております。

同時にこれも保安林の場合も、実は指定をすると価値が下がるということで難しかったのですけれども、今年6月の議会におきまして、手続条例を定めまして、これは同意を得られない場合であっても、公聴会の開催などの手続を経て、治山工事に必要な保安林の指定ができるように、全国でも初めてしたところでありまして、私ども災害からの安全な京都づくり条例のなかで、こうした取り組み、手続の明確化、透明化も図りながら、28年度を目途に区域指定の完了をめざしてまいりたいと考えているところであります。

次に、地域のハザードマップの策定についてであります。すでに昨年、市町村担当課長会議において、避難所の安全度を点検いたしますとともに、地域ごとの警戒基準を設定するよう求めてきたところでありまして、一昨年の府南部豪雨で大きな被害を受けました宇治市炭山地区については、山城広域振興局が災害に強い山づくり事業として宇治市や地域住民と共同して防災マップ作りに取り組んでいるところであります。

現在検討を進めている「災害からの安全な京都づくり条例」のなかでは、まさにこうしたことを府域全体

で取り組んでいく、きちっとした情報提供によって、しっかりとした安心安全をつくれるということを中心に大きな主眼の一つにしておりまして、私どもこれからそうした観点から、安全の情報づくりについて、さらに歩みを進めていきたいと考えているところであります。

次に、商工業者の支援についてでありますけれども、昨年9月の台風18号の際と同様、被災された設備の再建、機器等の修繕、そして緊急融資を実施、加えて、連年で被災された業者には、府としては、これは今までにない制度でありますけれども、補助率補助金の上限を引き上げるという措置を行ないますとともに、福知山市の協調支援とあわせ、手厚い措置を講じ、復旧にむけた取り組みをいま全力で支援をしているところであります。

なお、京都府では事業再開のための設備の再建や修繕等に対して補助金を交付し、商品や原材料の被害などについては、資金繰りに支障をきたさないよう緊急融資で支援しているところであります。

福知山市のまちづくりの中核となっております「ゆらのガーデン」については、昨年の18号台風につづく2年連続の被災によりまして、本当に大きなダメージを受けました。いま申し上げましたように、何としましても事業継続意欲を維持していただくことが重要であるということで、府としましても、福知山市の協力によりまして、設備等の復旧に対しましては、最大2分の1の補助をする、いままでの水準を大きく超えた支援を行ないますとともに、初年度実質無利子の融資や今後復旧にむけ販売活動や情報発信を行なうのに対し支援をするなど、市や商工会議所とも連携をして、全力で支援をしているところであります。

府中北部の地域経済の復興に向けましては、これはすでに地元市町や商工会、商工会議所の意見をお聞きしながら、8月補正による対策をいち早く実施しているところでありまして、さらに今後とも、市町や商工会との連携のもと、いままで推し進めてまいりました「海の京都」や「みやこ構想」、さらには中小企業対策から工業団地の充実まで幅広い対策を、今回の補正予算でもお願いしている経済対策なども活用して、これからの地域経済の復興、活性化に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、農業支援についてでありますけれども、8月補正予算でお認めいただきましたとおり、農業用資材や器具の購入、農業用機材やパイプハウスの再建、農産物の生産確保などを支援することにしております。

共済で保障されない農家に対しましても、被害が拡大しないように、農薬や肥料の購入費用を支援し、さらに農家の経営安定が図られますように、無利子の融資制度の対象としているところであります。

水稲に対しましては、農業等復旧応援事業によりまして、水田に流入した土砂の搬出費用など、きめ細かく制度の対象としますとともに、農業改良普及センターが品質低下の防止を徹底指導しますし、さらに、減収に対しましては、義務加入になっております共済制度により対応しているところであります。新規就農者につきましても、営農意欲が途切れないように、農業改良普及員や災害支援制度を紹介、相談に加えまして、生活面の相談も含め、いま伴走支援をしているところであります。

さらに、昨年の台風18号に引き続き連続して被災した方に対しましては、パイプハウスの整備や営農資金の貸し付けと期間の延長に加えまして、新たに確保した農地でも営農できるように、農地整備や借地料も支援対象に加えるなど、補助金を拡充いたしまして、農業者の負担を軽減しているところであります。

これからの地域の農業を守るように、全力をあげて支援をしてまいりたいと考えております。

河川の改修は、予算、人員を拡充し、抜本的に見直しを

【馬場・再質問】 答弁をいただきましたが、何点が質問させていただきます。

河川の改修については、国の予算が減るなかで府としても一生懸命やってきているのだ、というお話がありました。現状はやはりまだまだ厳しい状況が続いておりますので、これについてはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

まず、府の管理河川については、この間の豪雨災害の特徴でもある短時間・局部的な雨というのが、非常にこの河川を危険なものにする。一昨年の弥陀次郎川であったり、今回の弘法川・法川、また、山科区の安祥寺川のような京都市内の中小の河川、こういった河川が極めて危険な状況になるということになっておりますので、こうした府の管理河川の改修については、浚渫なども含めて抜本的に見直しを進めていただきたいと思っております。

先日、8月豪雨や9月4日～5日の豪雨によって災害がどういった状況になっているのか、河川の被害の状況などについても、改めて現地を見てまいりました。福知山では、大きな被害を出した弘法川上流のいたるところで護岸が崩壊しておりますし、綾部市の安場川では、激流で護岸が浸食され住宅の裏手の法面が大規模に崩落している個所もありました。早期の復旧はもちろん、浚渫など日頃の維持管理も含めて、河川の

改修を抜本的に見直す必要があります。そのためには、予算や人員、こうしたものをさらに拡充していかなければいけないのではないかと考えますが、知事のこの点での決意をお聞かせいただきたい。

次に、農業被害についてですけれども、水稻の被害については、行政でお話を伺いますと、今回は倒れる被害などはほとんど出ていないというようなお話もありました。しかし、私が見たところだけでも、福知山市の森垣地区などでは、河川の氾濫で激流が田んぼを襲い、稲が倒れてしまう、稲刈りができない状況もありますし、土砂が流れ込んで共済の被害表示の立札が無ければ田んぼとわからないところもあります。被害が「ほとんどない」という現状とは、かなり異なる状況があるのではないかと思いますので、これは改めて、早急に実態調査を行なって、支援対象の拡充など行うべきと考えますが、改めてお答えいただきたいと思います。

その他の地域についてですが、泥の影響で、機械を入れることができないということで、借り入れの時期、適期を逃してしまうということで品質が大きく低下しているところもあります。収穫期の遅い品種については、水のついた穂は中身が入っていないということで、表には出ないという被害というものがたくさんあるとお伺いしております。

若い農家の方は、「このままでは農家を続けていけない」ということもありますので、米価の下落など重なる被害などもありますし、これまでの支援制度だけではこうした声に応えられないということは明らかですから、改めて営農継続ができるよう支援制度を抜本的に拡充の必要性を強く指摘しておきたいと思えます。再答弁をお願いいたします。

【知事・再答弁】 まず、福知山市の問題でありますけれども、先ほど松岡議員にもお答えしましたとおり、恒久対策としての浚渫ですとか、補強ですとか、ポンプの充実、これはいま行なっているところであり、ただ問題なのは、これは、国の直轄管理河川と府の管理、そして市のいまこうした、まさに経験をしたことがないような雨に対しては、下水処理型の排水だけではなくて、例えば校庭における貯留施設の増強など、本当に新しい事態に対応した抜本的な改革が、また、整備の検討が必要だということで、先日、国に対しても要望し、国府市で協議会をつくって、現地をしっかりと検証しながら、いま抜本的な対策にむけての準備を進めているところでもあります。

それから、水稻に対する支援については、何も言っていないのですけれども、空耳だと思うのですが、私が答えたのは、水稻に対しては、農業等復旧応援事業により、水田に流入した土砂の搬出費用など、きめ細かく制度の対象とするとともに、農業改良普及センターが品質低下の防止を徹底指導、さらに、減収に対しても共済制度により対応ということを申し上げたわけでありました。

【馬場・指摘要望】 農地の現状については、まだまだこれから被害が出てくるところもありますので、しっかりと調査をしていただいて、必要な対策については打っていただきたい。昨年の対策から減っているものについては、現状を見て拡充をしっかりとしていただきたいと思えます。

最初にも述べましたけれども、災害の復旧復興にむけては、なによりも生活再建、生業の再建が重要だと考えております。すべての被災者が復旧復興にむけてしっかりと取り組めるような支援を行なうよう強く求めて、次の質問に移りたいと思えます。

地域経済、暮らしを守る立場に立ち、消費税のさらなる増税は中止を

次に、暮らしと経済の問題です。消費税増税から5カ月がたちました。私は、増税直後から地元伏見の商店街をまわって、ご意見やお商売の状況を聞かせていただいています。

増税直後には「計算がややこしいから一気に10%にしてくれたらいいのに」、こんな声を出されていた商店主の方に改めてお話を伺いますと、「こんなひどい夏は初めてだ」「このままでいけば、小さいところは全滅する」と悲鳴にも近い声をあげておられます。「5月以降、商店街を通る人の数が目に見えて減っている」「価格転嫁は出来ないけれど、仕入れなどはしっかり上がっている。」「電気代などの値上げが追い打ちをかけている」と口々に厳しい状況と見通しをおっしゃいます。

いま、4月の消費税増税の打撃が経済にはっきりと表れてきています。「経済の好循環」どころか悪循環の危険水域に入ってきていると考えています。4～6月期の国内総生産（GDP）が年率換算でマイナス7.1%と発表されました。ここまで下がったのは、家計消費が年率換算でマイナス18.7%という空前に近い落ち込みをしたからです。なぜ消費が落ち込んでいるかといえば、勤労者の実質賃金が4月、5月、6月と前年比でマイナス3%以上も下がっている、こうしたことがあるからです。

さらに、アベノミクスによる原材料費や燃料代の値上げにより、食料品や生活必需品も大幅に上がっています。この9月には乳製品や油の値上げ、缶詰などは3割も一挙に上がっているのです。実質所得が減り、消費が落ち込み、GDPが落ち込むという典型的な増税不況がはじまるという事態に立ち至っているのです。

アベノミクスが最悪の形で国民の暮らしや、地域経済を直撃しています。アベノミクスの破綻が明らかになってきていますが、それでも知事は「アベノミクス」に期待するのでしょうか。お答えください。

これまで知事は、記者会見などで「消費税増税の影響については想定内」と繰り返し述べてきましたが、とんでもありません。このままでは事態はますます深刻化します。府民の暮らしと地域経済は崖っぷちに立たされているのです。

そこで伺います。知事は府民の暮らしや地域経済が悲鳴を上げているときに、それでも「想定内」という立場でさらなる増税を容認されるのか。それとも、京都府の代表として、国に対して少なくとも現状での消費税増税は「ダメだ」という立場に立たれるのか。知事のご所見をお聞かせください。

さて、深刻な京都経済にとって決定的に重要なことは中小零細企業や事業者への支援です。

先の国会では、「小規模企業基本法」が全会一致で可決され成立しました。この法律は、小規模企業の役割を「顧客の要望に応えるサービスの担い手」「雇用の創出」「地域経済社会の担い手」と明確にし、「成長発展」だけではなく、「継続的な発展」を支援することを目指すものです。そして、法の中では国や自治体の役割・義務についても明記されました。

この法律では、製造業で従業員20名以下、商業・サービス業で従業員6人以下を小規模企業と定義づけています。京都府の事業所でいえば製造業の約9割、商業・サービス業の約8割が小規模企業ということになります。まさに、京都の地域経済の土台を支える大きな役割を果たしている存在です。ところがその小規模企業や事業者の現状は、最新の「経済センサス」を見ても事業所数、従業員数の減少比率はともに全国を大きく上回っています。地域経済の現状は、これまで知事が「おうえん条例」で支援してきた「成長やイノベーション」という面での一部の企業への支援だけでなく、事業を「継続」するという面での支援が無ければ地域経済を維持していくことすら難しいことを示しているのではないのでしょうか。

すべての中小零細業者を対象として自治体の責任を明確にした中小企業振興条例が全国ですでに3分の2を超える都道府県で実施されているのは内発的な発展、地域にお金が回ることが必要であることに着目したからに他なりません。

そこでお聞きします。小規模企業基本法には、自治体が「小規模企業の振興に関し施策を策定し実施する責務を負う」と明記されています。府に於いてどのように具体化されるのかお答えください。さらに小規模企業をはじめすべての事業者を対象にした中小企業振興基本条例を策定すべきと考えます。いかがですか。

また、法の具体化としても、消費税の増税、燃料代や材料代の高騰に苦しむ中小零細事業者に対して新たな支援が必要です。我が党も幾度も求めてきましたが、家賃やリース代の補助などいわゆる固定費への補助など、具体的で即効性のある支援が今ほど必要な時はないと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

最後に、地域経済振興の重大問題の一つである伝統産業の振興に関連して、丹後地域の織物工賃の問題について述べます。

6月定例議会でも、我が党が質問しましたが、新たな最低工賃の実施が10月からに迫っています。先日、丹後地域から織物業に携わる代行店や織り手の方々が、京都労働局を訪れられ10月からの実施に向けて、指導責任を果たしていただくよう申し入れをされたところでもあります。府には、家内労働法の25条に規定された自治体として必要な援助を行う義務を果たす責任があります。最低工賃の引き上げについて、周知徹底に全力を上げると同時に、10月以降の工賃の状況について労働局とも連携しながら、しっかりと実態の調査を行い行政として、迅速に対応していただくことを強く要望しておきます。

【知事・答弁】消費税増税問題、地域経済問題についてでありますけれども、消費税の税率引き上げ後の状況を、前回と比較を致しますと、駆け込み需要の大きかった自動車販売などは一部に回復の余波がわずかに残っております。また小売業販売額、全国百貨店の売上高などは前回増税時を上回るペースで立ち直りの兆しが見られる。こここのところ実は、7.1%のマイナスになっているんですけど、前回速報値の時はマイナス10%だったんですね。ですからこの後もうちょっと少しきちっとやっていく必要があるのだというふうに思っております。若干やっぱり回復の基調が遅いということは感じております。

けれども、ただ、この前の7月～9月の第2回四半期の京都企業の景況判断はプラスになっていくということで、そうしたことが報道でもなされたことはご存じの通りだと思いますので、そうした点を十分に踏まえた形で私どもと致しましては、アベノミクスと消費税つというのは、ちょっと違う話なんですよ。アベ

ノミクスは3本の矢ですから、為替と公共事業の出動と、それから地域経済の成長戦略ということなので、あの消費税の話というのは、アベノミクスの中では出てこないんですよ。その中でたぶん、アベノミクスで為替の改善はなされたと思います。

公共事業に関しまして、やっぱり人手不足という問題が大きな問題になっている。そして、地域経済までの波及は弱いんじゃないかということで私どもは、この間政府に対してしっかりやるようにと申し入れてきましたので、今回内閣改造にあたって一番大きな提案として、地方創生というものが出て参りました。私は早速そこへ行って、地域経済の活性化対策と、それと人口減少・少子化対策、そして東京一極集中の是正の提案を行ったところでありまして、今、この前から向こうと話しているなかでは、かなりそうしたものがこれから、具体的な政策として出てくるということでございますので、そこについてさらに我々は、地域経済回復のために歩みを進めるため努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

それから消費税自身についてでありますけれども、これ私何度も言っておりますように、消費税については、税とその使い道の問題との、これはペアで議論しないと、意味がないんじゃないか。私この前、前窪議員も一緒に行って参りましたフィンランドもですね、消費税25%ですよ、あそこね。ただ、今スウェーデンの議会でもですね、今は増税についての議論がなされている。与党も野党も。それは、福祉を増強させなければいけない、社会保障をきちっとやらなければいけない、そうしたところで、ということ話で出てきているところでありまして、そうした使い道との間でね、議論をしっかりしていかなければいけない。その時に、社会保障の問題とか、そうした社会福祉の問題が後退するような状況であるならば、私は、それは問題だということでもありますので、そうしたところの使い道との中でしっかりと議論がされるように努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

次に小規模企業の振興法についてでありますけれども、私どもは中小企業応援条例を平成24年全会一致改正し、これ何度も言っているんですけども、そこでは全ての中小企業対象にしましたよと、そして、経営の安定性、再生、継承、発展のためのあらゆる施策を実施することにしましたよ。この条文のどこをどう改正しろというのか、具体的に条文でお示しくださいって、これ何度も言っているんですけども、一向に示されない訳ですよ。今回は是非とも示していただきたいと思っているんですけども、そうした中で我々は、年間3万社、5万件の中小企業応援隊による企業訪問と相談によって、そしてエコノミック・ガーデニング方式によって、今、本当に小規模企業に伴走支援で頑張っているというところでありますので、まさに先取りをして行っているというふうに思っているところであります。

それから消費税の増税、燃料代や原材料費の高騰の対応につきましては、当初予算におきまして、増税後の売上減少克服する支援を、また6月補正予算でも、原材料費等の高騰を受けたコスト削減への支援を実施するなど、これまでから固定費削減などを含む時期に応じた中小企業の支援を行っているところでありまして、これからも地域経済の情勢を踏まえて、国に対してもしっかりと申し入れを行うとともに、京都府としましても、中小企業対策を講じていきたいというふうに考えているところであります。

【馬場・再質問】消費税の増税の影響については、今後の動きをきちっと見ていくということでありましたが、現状ですら、地域の府民の暮らしであったり、お商売を見れば、見えてくるのは、所得の減少が消費を冷え込ませて、経済全体を冷え込ませると、この悪循環が始まっているということでもありますから、府民の代表として、ここはしっかりと見ていただきたいというふうに思いますし、府の経済は、物作りを中心として、主体とした中小企業が支えてきているんだということは間違いのない事実であります。そこに消費税増税や原材料の高騰が大きな打撃を与えている、これも間違いがありません。このまま行けば、多くの中小企業が潰れてしまう、知事はそれでもいいのかということが問われている、というふうに思います。この点をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたい。

あわせて、多くの世論調査の中では、消費税の増税反対の国民世論が、6～7割と、この間大きく広がっています。それでも、消費税増税については、使い道の問題なのだという立場なのかどうか、改めて地域経済を守る府民の代表として反対の声を上げるべきではないか、というふうに考えますが、どのようにお考えですか、お聞かせください。

【知事・再答弁】地域経済の問題につきましては、中小企業応援条例に基づいて一社一社伴走支援でやっている、それを一生懸命説明して、さらに今の消費税の問題を捉えて、地域経済に対する弱含みがあるから、地方創生を提案してですね、さらに地方創生が出てきたら、また物言ってやってくし、今はもうこうして予算を講じている、ちゃんと答弁をしているので、同じ答弁をするだけなら私ちょっと、きちっと聞いてね、

質問をしてもらいたいなというふうに思います。

消費税の問題についても、まさにそうした問題全体捉えななきゃいけない。同時に私がずうっと言っているのは、地域経済に影響を与える問題については、しっかりと配慮してくださいよ、これはもう国・地方協議の場を全部議事録見てください。全部私は言っているんです。そして、消費税には逆進性があるから、それに対する対応をしてください、これもしっかりと言っております。こうした中で、最終的にこの景気の状態を、これから政府も踏まえて検討していく訳です。その状況について、我々も見守っていくというのが、それが筋だというふうに思っております。

【馬場・指摘要望】 消費税についてどう考えるのかということについては、お答えをいただけませんでしたし、現状ですね、やはりしっかりと見ていただく必要があるというふうに思っております。消費税逆進性についてしっかりと対応求めていくんだというようなことを言いますけれども、一方その影で、この地域経済どんどんと破壊されていっている、崩壊をしていっているという現状がありますので、地域の現状をしっかりと見て、対処を進めていってほしいというふうに思いますし、安倍首相が進める、大企業が儲かれば、いつかそのおこぼれが中小企業や労働者に回ると、この経済政策そのものが地域経済を破壊しているという現状が明らかになっている訳ですから、地域経済守る立場に立って、しっかりと反対の声を上げていただきたい、緊急の対策を打っていただきたい、これは求めておきたいというふうに思います。

「ブラックな働かせ方は許さない」立場を示し、ブラックバイトの実態調査を

【馬場】 次に、ブラックバイトについてお伺いいたします。

牛丼チェーン最大手「すき家」では、過酷な労働実態がインターネットを中心に大きな社会問題に発展し、アルバイトが確保できなくなった結果、多くの店舗が休業に追い込まれる事態になりました。企業の利益を追求する中で、労働者の労働環境を切り捨てていくことが、企業そのものの破綻を招くという特徴的な事例となりました。こうした事例は、ブラックバイトの根絶が、労働者の労働環境の改善はもちろん、企業の健全な発展を保証していくものになることを示しているのではないのでしょうか。

知事は、6月議会で「ブラックな働かせ方を根絶する宣言を」と求めたのに対して、「違法なものがダメなのは当たり前」とおっしゃいました。しかし、学生バイトの現場では、「当たり前」では片付かない状況が広がっています。

民主青年同盟の皆さんのブラックバイト実態調査に寄せられている声。そして、私が直接学生の方から聞いた声などをいくつか紹介します。ある全国大手学習塾の講師のバイトでは「授業の準備や授業後の報告書の作成などは無給」。ファミリーレストランでは、お皿を割ればいくらなど、ミスに対する罰金が制度化されている。コンビニや大手スーパーではタイムカードでの時間の管理は「10分や15分刻み」など、無法な状態が広がっている、この事例を挙げればきりがありません。ところが、こういう事態が現場では言えない。明らかになりにくい現状があります。個々の対応ではなく、ブラックな働かせ方をしっかりと是正する取り組みが必要であります。本来あたり前なものが、当たり前でないからこそブラックな働かせ方が大きな社会問題となっています。改めて、「京都府はブラックな働かせ方は絶対に許さない」この立場を知事が示すべきと考えますが、いかがですか。

ブラック企業を生み出さないためとして、本府で取り組んでいる「若者等就労環境向上推進事業」ですが、その中身は、「企業の要請に基づいて社会保険労務士をアドバイザーとして派遣する」、また、「ハード整備への補助金」こうしたものであります。こうした、改善に向けて取り組もうとする企業・事業所を支援する取り組みは必要であります。しかし、一方で業界全体として異常な働かせ方が常態化しているところへの対策はさらに重要だと考えます。民主青年同盟のアンケート調査でもこうした問題の多くは、チェーン展開している事業所で特に多く聞かれます。莫大な利益を上げる企業の裏で、どういったことが行われているのか、本府としても労働局や大学なども連携し、まずはチェーン店での実態調査を行い、企業はもちろん業界に対しては是正を求めるべきではありませんか。お答え下さい。

【知事・答弁】 ブラックバイトは許さないという立場であります。もう違法行為は絶対だめですよ、そんなのは。それはもう宣言なんてものじゃなくて、捕まえらるべきなのですよ。それは労働局がしっかりとですね、警察権限をもって、調査官もやっているわけなんですよ。問題なのは、京都府はそうした時に、どれだけ労働局や、そうしたところと関連をして、みんな最初から悪いことをしようとしている人間は捕まえれば良いと思います。ただ問題はやっぱり経済環境の中で厳しい状況もある人たちについては、それをしっ

かり支えていくこともやっていかないといけない。こういう施策をやっていくのが、やっぱり京都府の立場じゃないかなというふうに思っています。

府内企業の雇用環境につきましては、京都ジョブパークにおいて、今年度企業については、チェーン店も含めまして1000社を調査することにしておりまして、10月には600社分を集計することになっておりまして、また就職後3カ月の状況調査につきましても行っておりまして、結構そうした面での定着状況や、さらに就労環境把握して、それを踏まえて、我々としましても、労働局と連携をしながら、労働環境の改善に努めていきたいというふうに思っているところであります。そのために社会保険労務士さんとチームを作りまして、雇用環境の改善についての補助制度を作ったところでありまして、しっかりとした対応をこれからもして参りたいというふうに思います。

【馬場・指摘要望】ブラックバイトについてですが、改めて「ダメなものはダメだ」というようなことが出てきましたけれども、改めて少し、この問題について、構造的な問題を私は触れておきたいと思えます。学生のアルバイトの在り方は、この間根本的に変わってきているというふうに思っています。労働者の賃金が下がり続ける中で、仕送りが減少する、バイトしなければ学生生活を送れない、そんな現状が広がっていますし、企業側では、少しでも安い労働力を求める、そうした動きは強くなってきている。非正規労働者を労働力の主力にしていく、そうした動きも広がっています。若者の二人に一人が非正規ということを見ても、このことは明らかであります。こうした背景が、ブラックバイト、ブラック企業の裏にあるということはいくらも見ていただかないといけませんし、それで今の対策が十分なのかどうか、このことは改めて検討していただきたい、このことを強く指摘をしておきます。

無法な工事を許さず、米軍レーダー基地受け入れ撤回の表明を

【馬場】次に、京丹後市経ヶ岬への米軍レーダー基地建設について伺います。

7月の安倍内閣による集団的自衛権行使容認の強行後、マスコミは、このレーダー基地が集団的自衛権行使の最前線基地となり、戦争に巻き込まれる危険性があることを大きく報道しました。いま、沖縄の辺野古の米軍基地建設強行とともに、経ヶ岬への米軍基地建設には府内各地だけではなく、全国からも怒りの声が湧き起こっています。

10月早々にもレーダー本体が運び込まれようとしている現地は、大量の工事車両の出入りや過剰な警察の警備、この一方で、「安全安心の確保を大前提に、住民に丁寧に説明して」いくという約束は全く果たされていません。

この基地建設の工事強行は、米軍基地というものがいかに無法な物であるかということ明らかにしました。日米安保条約、地位協定によって、米軍は日本のどこにでも基地を作ることができる。そして全く日本の法律が通用しない場所が作られる。そのことが事実として示されました。

ここに現場の写真を用意させていただきました。向かって左側が工事前、そしてこちらが工事中、この現場となっていますが、現場の地形が大きく変わっていること、現状が大きく変わっていることを表しているというふうに思いますし、下には工事車両が穴文殊の直上で工事をしている、また大きく工事が進んでいる、こうした現状を示していると思います。

現地では無法な工事のみが着々と進み、これまで丹後のみなさんが大切に守ってきた文殊野の立派な松の並木はすべて切り倒され、景観はすっかり変わってしまい、3万5000㎡の米軍基地の土台が整地されています。さらに穴文殊の上部の岩までが削り取られ大規模な破壊にさらされています。青森の車力レーダー基地のような巨大な鉄柱が何本も立てば、これまでの経ヶ岬の誇るべき風景は無残に踏みつぶされることとなります。京丹後市の副市長が住民団体の示した現場の写真に「こんなになっているとは知らなかった」と答えるような状況であります。

そもそも、この米軍基地用地は丹後天橋立大江山国定公園の一角であり、山陰海岸ジオパークの一部でもあります。自然公園法により、工作物の新築や改築、増築、地形の形状変更などが知事の許可と環境大臣の同意が必要になっています。さらにレーダー設置予定地の直下の「穴文殊洞窟」は、信仰の対象とともに貴重な海岸地形であり、京都府の重要な自然地形として保存の必要があるとして「レッドデータブック」にも掲載されています。

このような無残な状況を知事はどのように認識をされますか。私は現地を見て「こんなことが許されているのか」と心の底から怒りがこみあげてきました。知事は、本会議場でも「撤回もあり得る」と言われました。いまこそ国に対して、米軍に対して、「こんなことは許せない。やめるべきだ」と怒りをこめて訴え、府

民とともに基地建設を撤回の先頭に立つべきです。いかがですか。

次に、住民の大きな不安である戦争に直接巻き込まれること、攻撃に会うのではないかという点について伺います。8月25日の京都新聞は、青森県つがる市の米軍軍力レーダー基地の取材記事を書きました。そこでは、マシンガンを持った民間警備会社による厳重な警備の状況、「日米双方の防衛の根幹に関わる。他の在日米軍基地より厳重な警備」と答える米軍責任者の少佐。さらに市役所に米軍から「市民を装ったテロリストにどう対応するのか」「毒ガス攻撃に備えた装備はあるのか」といった問い合わせがあったことも紹介をされています。

住民に説明されてきたことと全く異なり、レーダー基地が最も危険な攻撃対象となることを米軍自身が認めています。いままでの防衛省の説明や知事の答弁とも全く異なります。これが真実ではないのですか。知事はどう考えるのか。はっきりとお答えください。

この質問の最後に、今議会に提案されている米国軍人や軍属の所有する自動車税減免の条例改定についてお聞きします。これは日米地位協定に基づき、米国軍人や軍属に特権を与えるものであり、経ヶ岬の米軍基地の軍人や軍属対象に他なりません。米軍に特権を与え、米軍基地建設の地ならしをするような提案は撤回をすべきです。いかがですか。お答えください。

【知事・答弁】次に、米軍レーダー基地建設についてでありますけれども、経ヶ岬の通信所の造成工事における掘削などにつきましては、京都府では防衛省に対して説明を求めて参りましたがけれども、防衛省からは、住民の安全に十分配慮するように申し入れて。警察の警備が過剰だっていうのは、それは変な言い方だと思いますよ。警察が一生懸命ですね、治安の維持か何かやっているのに、そりゃ、過剰だという判断とか質問というのは、私は、何かちょっとずれてるとか、そんな変な話でして、警察もやっぱりしっかり警備すべきですよ。それをやっていることについて、過剰というのはどういう意味なのか、ちょっとほんとに、我々としては、意味が理解できません。

それから、米軍からですね、周辺環境等に十分配慮しながら作業を進めていって、具体的には、敷地造成に伴い、障害となる岩の掘削は必要最小限の範囲に留めていると、まあ一部でこぼこの除去のための上層部を掘削したものであると、それから当該掘削地点は穴文殊の真上ではなくて、東側に離れていること及び、岩盤の厚さなどから、穴文殊に影響を与えるものではないという説明があったところでもありますので、まあ13日に開催されました京丹後市の安全対策に関わる調整会合におきましても、防衛省から同様の説明がなされたところでもありますので、さらに私どもといたしましては、しっかりと監視を強めていきたいというふうに思っているところであります。

なおですね、安全の問題については、いろんな問題に対して対応するのは、それは当然のことだと思うんですけども、そこが攻撃対象になっているかどうかという話というのは、私は全然違う話だと思っております、それは米軍はありとあらゆる基地に対して、安全のための対策を講じると。我々はそれは、日米の安全の中で、大きな安全の中でですね、レーダーという全くの防衛関係の施設を作るという訳でありますので、その中で、しっかりと地元との合意を守っていただくように努力をしておりますところでもありますし、自動車税の条例につきましても、これは日米地位協定ですので両国政府間で合意をされているという、まさにこれは国の防衛事項の中での話であることは申し添えておきたいと思っております。

【馬場・再質問】Xバンドレーダーの問題ですが、防衛省から受けた説明は分かりました。申し入れを行ったということですが、この申し入れに対して、いつ回答していただくことになっているのか、回答があるのかないのか、この点明らかにしていただきたいというふうに思いますし、防衛省の説明ではなくて、知事自身は、この工事によって穴文殊の環境がどのようになっているのか、どういう状況にあるのか、どのように考えているのか、明らかにしてください。破壊をされているという認識に立っておられるのか、この点についても、明確にお答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【知事・再答弁】Xバンドにつきましては、まさに私どもは国に対してしっかりと申し入れ、防衛省からも説明を受けておりますので、その説明を踏まえて、私たちは植栽をきちっとやるように、景観の復旧についても、これから最終的にできあがってくる、やるようにというのを申し入れているのであります。

【馬場・指摘要望】Xバンドレーダーについてですが、今のお話含めてそうですけれども、結局は防衛省の言いなりであるとか、防衛省が言っていることをそのまま答弁をされているだけで、現状を一体どのように認識をされているのかということは一切答弁がありません。今回の申し入れも含めて、基地受け入れありき

のものであることが明らかになったというふうに思いますし、これでは、守るべきものも守られないということが明らかになったというふうに思っております。9月20日には米軍人軍属90名が丹後に来るということになっています。10月4日には現地で、府民の怒りの大集会が開かれるということになっています。改めて、府民のこの怒りの声にしっかりと心を寄せて、府民の代表として、国に対して受け入れ撤回表明をすること、このこと強く求めておきたいと思っております。

子どもの医療費を中学卒まで完全無料化し、老人医療助成制度の拡充・周知徹底を

【馬場】次に、社会保障の問題、とりわけ切実な医療費の助成制度についてお伺いを致します。

日本共産党は、社会保障の解体が本格的に進むもとで、府民のいのちとくらしを守るために、国民健康保険制度については「国民健康保険料（税）の引き下げと府による国民健康保険制度への独自支援の実施」、さらに国保制度の都道府県一元化の中止。また、子どもの医療費助成制度については「入院も通院も中学校卒業まで無料にすること」。さらに、京都府老人医療助成制度いわゆる「マル老」の存続と対象年齢を74歳まで拡充すること、この3点を京都府に要望する「いのちの署名」運動に取り組んでいます。

さっそく私たち議員団には、医療費支払いに苦しむに深刻な実態と改善を求める切実な訴えが連日寄せられております。この署名への期待が大きく集まっているというふうに考えています。子どもの医療費助成について、京都市へ引越してこられたあるお母さんは「いまだに3歳から3000円まで有料という遅れた制度に驚いた」というふうにおっしゃいました。他のお母さんからは「自己負担3000円もいまずぐなくしてほしい」こんな声が寄せられています。

そこで知事に伺います。8月に府が開催した少子化・子育て支援に係る経済的負担軽減対策懇談会では、来年秋から、現行の自己負担3000円を残したままで中学卒業まで拡充することが提案されていますが、これでは切実な府民の要望に応えたものとはいえません。子育て世帯の多くが住む京都市との協議を早急にすすめ、完全無料化を実施すべきです。いかがですか、お答えください。また、来年9月からの拡充実施とされていますが、少なくとも早急にこの内容を実施することを求めますが、いかがですか。

また高齢者の方からは、マル老について「こんな制度が何故知らされていないのか。行政の怠慢だ」と、怒りの電話がかかって参りました。「これまで支払った医療費を返してほしい」、「がん治療の医療費が大変で、検査や診療を減らしている。減らさなくてもいいように無料化してほしい」こんな悲痛な声がぞくぞくと届いています。

高齢者の実態については、先ほどの声のように、70歳から74歳の2割負担増によって、がんなどの深刻な患者でも受診を手控えている実態があります。京都府の後期高齢者保健医療対策推進協議会では、老人医療助成制度の対象年齢の削減と所得制限を市町村民税非課税世帯まで縮小し、自己負担割合も1割から2割にする方向が提案され、これが実施されれば60%以上もの対象者が削減されます。政府による社会保障の大改悪が進む中で、知事はそれに拍車をかけるような改悪を進めるのですか。これでは高齢者のいのちが守れません。知事は制度の削減検討はやめるべきです。いまこそ、対象年齢や負担割合の拡充こそすすめるべきですが、いかがですか。

さらに65歳から70歳までの老人医療助成制度（マル老）について、八幡市では個別に通知を送り制度の周知徹底に取り組むことで、制度適用率が32%も増加しさらに伸び続けています。本府としても制度の周知徹底を進めるべきと考えます。6月議会でも求めましたが、市町村との協議はどこまで進んでいるのですか、お答えください。

【知事・答弁】まあ公共事業はもっとたくさんやれ、補償は上げろ、医療費社会保障はもっと充実させろ、職員は増やせ、増税は反対、これはちょっとねえ、やっぱりむちゃややと思えますよ、全体の質問の立て方が。まあその中で我々もできるだけ努力をしなければならぬ点はあるのですが、まあ医療費の助成制度は、どこが変わってきたかよく分からないんですけども、都道府県としてはトップクラスにあります。ただ、市町村が上乘せしている場合がありますので、そうした中で全体のバランスを取って、都道府県としての水準っていうのを考えていただければいいと思います。あの、来られた方は市町村の上乗せとかご存じないですから、そういう形になるんだと思いますので、都道府県としてのレベルとして私たちトップクラスだけど、それをさらに上げようということということで、今回7月に開催しました京都少子化総合戦略会議においても、この子育て家庭への経済的負担軽減に関する部会を設置して、検討を始めたところです。まあ協議にあたりまして財政負担のおおよその目安は出しておりますけれども、これから今言いましたように市町村の独自施策との兼ね合いもありますから、市町村はじめ有識者、利用者の参画を得ながら、これから十分

に協議をして、年内には案をとりまとめていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、マル老の老人医療制度についてでありますけれども、ほとんどの府県廃止しているんですよ。その中で京都府は、一生懸命頑張っているということをご理解いただきたいと思っております。そして今回の特例措置を講じる際にも、全ての市町村にマル老制度の周知を働きかけたところであります、今後とも府のHPなど通じまして、機会あるごとに広く周知に努めて参りたいというふうに思っております。

昨年12月末に行われました国制度見直しに伴うマル老制度の在り方につきましては、8月に副知事と府内の全副市町村長によります高齢者医療に関わる懇談会の場において、できる限り負担の公平性を図る観点から、国制度との整合性を踏まえて作成した平成19年の市町村との合意見直し案をベースに検討を進めることを確認したところであります。マル老制度は府と市町村の協力関係の中ではじめてこれは維持できるものでありますので、現下の社会経済情勢等も十分考慮し、事業実施主体である市町村と協議始めたところでありますので、これも年内には見直し案をとりまとめることで議論を進めているところであります。

現場を支える正職員の増員、災害支援の拠点となる地方振興局や土木事務所の復活、府民のいのちや暮らしを守る行政の責任を果たせ

【馬場】次に、自治体のあり方について伺います。

昨年「日本の将来推計人口」統計を根拠にした「人口急減社会」や「極点社会論」が騒がれ、日本創生会議が「2040年までに消滅する可能性がある」とした自治体リストがマスコミで一斉に報じられました。この件については、少子化と大都市への人口移動、農村の過疎化が、なぜここまで深刻になってきたのかということが問題であります。それは歴代の自民政権によって、農林水産業が衰退させられ、一部の大企業に偏った政治や地域経済無視、国民の生活や社会保障解体の政治が進められてきたからではないでしょうか。そのことに何の反省もなく、今度はこの「極点社会論」をかかげて、社会保障解体に拍車をかけ、また、地方中核都市への資本の集中、中央司令塔の設置など、グローバル企業が自由に活動できる新たな国家戦略へ誘導しようというのです。自治体に関しては、これまで小さくてもがんばってきた市町村のさらなる合併、道州制の導入をねらっており、許すわけにはいきません。

全国知事会は、政府に少子化対策などの要請をされましたが、知事自身が国の政策の先取りで、市町村合併や地方振興局、土木事務所の削減を進め、災害時に現場にたどりつけないという事態をつくり、事業所の減少率全国ワースト1位、非正規雇用ワースト2位という京都経済の疲弊や過疎化、少子化を進めてきた、この責任は重大であります。

これまでの府政を反省し、どういった方向で改善するのか、その自治体政策、自治体組織のあり方が問われています。

7月に策定された「府民満足最大化・京都力結集プラン」では、知事部局の職員定数について、担当者自らが「雑巾をしぼりきったもとの、定数削減の目標を示さないのが最大の特徴」としているように、府政を動かす職員の定数削減が限界にきています。京都府自身が掲げる正規雇用増の流れを農村地域も含め、京都でどうつくりだすのかが問われるもとの、この定数を正規職員増へ転換し、地域の実態と府民要求をしっかりと把握して府政につなぐ自治体組織を構築していくことが必要です。ところが知事は、地域の再生問題で、「里の仕事人」を「公共員」に置き換え、月十万円程度の報酬で3年から5年間の嘱託職員を派遣する事業に変更していくとしています。「本当に農村地域の核となる人を育てていけるのか」「人口の流出を食い止められるのか」と、不安の声が出されています。これ以上の定数削減や、非正規労働者への置き換えは止め、正規職員の拡大を図るべきと考えます。いかがですか。

さらに京都府は、ワンストップ化として京都市との事業を統合・一元化するなど、府と市町村が一体となった事業の拡大、さらに国や関係機関との業務の「一元化」や施設の統合・集約化を掲げています。こうした何でも集約し、統廃合するやり方は、自らの責任や役割を投げ捨て、住民サービスを切り捨てるものであり、見直すべきです。

一昨年の南部豪雨災害では、統廃合により土木事務所が遠くなり災害現場へ職員がたどり着けないという事態が発生しました。昨年の18号台風では、交代要員を送れず長時間にわたって現場や土木事務所に缶詰めになる職員が出てきました。8月豪雨でも、被災者の皆さんからは、「役所の職員はどこに行っているのか」「全然情報が入らない」など、怒りや不満の声がいたるところで聞かれました。通常時は職員の努力などもあり何とか回っていても、災害のたびに機能不全に陥ってしまう。これでは、府民のいのちや暮らしを

守る行政の責任を果たしているとは言えません。技術職員をはじめとして、現場の正規職員を増員すべきです。また、その支援の拠点となる地方振興局や土木事務所の復活にむけて、組織のあり方を抜本的に見直すべきではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】次に、自治体の在り方でありすけれども、この間も国からの人件費は4兆円、10年間で削減されているんですよ。その中で社会保障の方をね、維持していかなきゃならないためにどうするのか、そのところをやっぱりきちっと考えていかなきゃいけない。私どもは今年の台風18号でも、本年の8月豪雨災害におきまして、あれだけ大きな災害にも関わらず、人的被害は最小限に食い止めることができました。これはもう職員は全力をあげて頑張ってくれているわけでありまして、対応力は確実に向上しているというふうに私は思っております。今後とも効果的で、そして効率的な執行体制、これがなければ府民の生活は守れませんから、それについて、さっき申しましたように、蜷川府政の時はそうやっていたら、公共事業は全国最下位、そして人件費の割合が5割以上、こんなことになったらどうやって府民の生活守っていくんですか。そうしたことを踏まえて私どもは一生懸命苦労しているということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

【馬場・指摘要望】自治体の在り方についてでありますけれども、この間も対策を進めてきて、災害なんかでの人的被害も最小限に留めてるんだということで、職員の皆さんの努力、これを述べられましたけれども、それは私も否定はしませんし、先程も言いましたけれども、日々の活動について多くの職員の皆さんがご尽力をいただいている。それでやっと回っているという現状を私はしっかり見ていかなければいけないというふうに思いますし、そうしたところで、災害の度に機能不全のようなことが起こるといようなことでは、やはり問題が起こるのではないかとこのように思います。

こうした中で、8月にですね、人事院勧告が出されました。給与制度の総合的見直しということで、地域間格差を一層拡大していくと言う方向が、改めて示された訳ですけれども、災害対策や地域経済の対策も含めて改めて地方自治体の役割が大きく問われている時期であります。人事院勧告はこうしたことに背を向けるものでありますし、こうした動きに与することなく正規職員を増やして、住民サービスを守っていくという立場にしっかりと立っていただきたい、この点は強く要望しておきたいというふうに思います。

「もうこれ以上の被害者は生み出さない」被害者・遺族の声に応え、

アスベスト対策を早急に実施せよ

【馬場】次に、アスベスト、石綿の粉じんによる健康被害防止対策について伺います。

先日、「乙訓環境衛生組合」のガラス教室で石綿を含む耐熱布が使用されていたことが明らかになり、健康被害への不安が広がっています。これは氷山の一角に過ぎません。

石綿は、1971年にILOやWHOが「発がん物質」と認定し、世界的に使用が規制されました。しかし、日本では、企業の利益が優先され、製造・使用を全面禁止は2006年と大きく遅れ、建築現場や建材製造工場等で働く労働者や家族、近隣住民が石綿粉じんを吸い込み、石綿肺、中皮腫、肺がんなどの健康被害が続出し、重大な社会問題となっています。

国は、2006年「石綿救済法」を施行しましたが、労災補償と比較して認定基準が厳しいうえに、亡くなった方へはわずかな一時金のみと、完全救済には程遠い状態です。

そのために、2008年に石綿による健康被害に見舞われた建設労働者と遺族が国と建材メーカーに対し責任を明らかにし、謝罪・賠償を求める「建設アスベスト訴訟」がおこされ、全国6地域で約700人の原告がたかかっておられます。先日、京都訴訟原告団のみなさんからお話を伺いました。2011年提訴後、3年間で5人の原告が他界される中、病気と闘いながら「命あるうちの解決を」と来年5月の結審に向けて「公正判決を求める署名」にも取り組んでおられます。

原告団のみなさんは「危険性を知らされず、多くの石綿建材を使わされてきた」「もっと働きたかった。くやしい」「次の被害者を生まないためにも、国やメーカーには責任を認め謝罪と必要な対応を取ってほしい」と切実に訴えられました。

そこで伺います。ぜひ、被害者の声を聞く機会をまず持っていただきたい。そして、石綿救済法の抜本改正を国に求めていただきたいと考えますが、いかがですか。

次に、飛散防止対策についてです。

国は、石綿の飛散する事例が後を絶たないことから、今年6月から石綿飛散防止対策の規制強化を行いました。

対象が、2006年の石綿使用全面禁止前に建設された全ての建築物の解体、改修作業へ拡大され、事前調査と結果の掲示や発注者による届出が義務付けられ、規制権限を持つ都道府県等は、届出がない現場にも立入検査できる権限が加わりました。

ところが、京都府の条例では、「吹付石綿」のみを対象にしており、法改正に対応した改正がなされていません。

府民や関係業者への法改正による変更の周知徹底、事前調査や適切な除去工事の促進へ、府として役割を發揮するとともに、直ちに条例改正をし、石綿分析調査や除去工事に対する補助制度の創設、近隣住民への工事説明会等の事前説明の実施と報告の義務付け等を盛り込むことを求めたいというふうに思いますが、いかがですか。

【知事・答弁】次に、石綿問題にいてでありますけれども、アスベスト対策につきましては、これまでから繰り返し、全国知事会等通じまして、石綿の健康被害救済制度をはじめとした対策の充実強化について、国に要望行ってきたところでありまして、石綿健康被害救済法の数次に渡る改正により、特別遺族給付金の支給対象の拡大など、いま順次充実が図られて参りました。平成25年6月に大気汚染防止法が改正されまして、本年の6月1日から、解体工事等の届け出義務者の施行者から発注者への変更、解体工事における事前調査の実施とその結果の掲示義務化など、対策が強化されたところであります。

京都府ではまずこの法改正を周知するために、関係業界団体の文書の発出や、個別訪問の説明、そして中小事業者向けの講習会の実施、さらには保健所、土木事務所、市町村を通じまして、情報をしっかりと伝えるように努力をしてきたところであります。

また、事前調査や適切な除去工事が実施されるように、発注業者や施工業者に対する相談・指導、そして飛散防止の作業基準順守など、適切に実施されているかを確認する立入検査を実施しております。

建物と建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例の改正についてでありますけれども、これは建築物の解体等に伴うアスベストの飛散防止対策を強化するために、平成17年に全国に先駆けて制定して、小規模な施設についても対象としているところであります。

アスベスト除去等に要する補助につきましては、国の補助制度や府の独自の融資制度による支援を行っており、近隣住民への説明につきましては、法改正により、従来の除去作業の実施状況等に加えまして、事前調査結果の掲示も義務化されておりますので、まずこうした取り組みを私は完全実施できるように努めていきたいと思っております。工事完了の報告も、これまでから書状による提出を求めているところでありまして、今後とも法律・条例の的確な運用を通じて、府民の皆様の不安解消と被害発生の防止に向けて取り組んで参りたいと思っております。

【馬場・再質問】17年に条例を制定して、この間ずっとやってきているんだということがありましたけれども、その条例がもう既に法の対応をしていないということは明らかです。先程も言いましたけれども、「吹付石綿」だけでは、今の法律の対象はもっと広がっていますから、そうした意味では、条例の改正は必ず行っていただきたいというふうに思いますし、先程も言いましたけれども知事にはぜひ、被害者の皆さんの声を直接聞いていただきたいというふうに思います。

これから、アスベストの建材が多く使われた建物が、解体や改修のピークを迎えるというふうに言われていますから、対策は急務であります。府下で対策が行われている、ようやく始まったのが京都市、これだけではやはり、被害者の皆さんが求める「もうこれ以上の被害者は生み出さない」ことには対応できません。全ての自治体で実施できるよう、府の役割が改めて問われているというふうに思います。条例の改正について、改めて答弁をいただきたいというふうに思います。

【知事・再答弁】一番大切なことは、とにかくアスベストの被害を出さないこと、それに応じてやっぱり国家的法律の体制の中でやってきた。そして私どもの条例はそん中で手続きとかですね、そこら辺をやってきました。今回、国の法令も一定改正されて、手続き面の充実図られている。まずそのとこをきちっとやっていて、そこで穴があるならば、条例というものをしっかりやっていくという手順じゃないかということをお聞きしたいと思っております。

【馬場・指摘要望】アスベスト対策については、ちょっと冷たい答弁だと思うんですけども、アスベ

トについてはですね、少なくとも法改正の対応、これは本府の責任で進めていただかなければいけないというふうに思っていますし、被害者の皆さんは、先程も知事もおっしゃいましたけれども、これ以上の被害を生み出さない対策を、国に対してもそうですし、京都府に対しても強く望んでおられますので、これは早急に実施するように強く求めておきたいと思えます。

京都の景観、観光資源を守る対策を早急に検討せよ

【馬場】最後に、地元伏見の問題について伺います。

伏見は、皆さんご存知のように醍醐寺や伏見稻荷大社などの寺社仏閣、また伏見桃山城の城下町・門前町、伏見港の港町としての街並みと、そうした中で培われてきた祭りなど、歴史と文化が融和した地域であります。

加えて、灘の男酒、伏見の女酒とも称されるように、古くからの酒造の町としても有名で、今でも 20 を超える酒造会社・酒蔵が残り、酒蔵と疎水の織り成す風景などは、写真愛好家やスケッチをされる方が後を絶たない地域の重要な資産の一つともなっています。

京都の他の地域もそうですが、伏見のこうした景観は長い時間をかけて営まれてきた地域の経済活動が、地域の暮らしと一緒に作り上げてきたものであります。

今、月桂冠の所有する北蔵という明治後期に建設された酒蔵を取り潰して、スーパーなどを建設するという計画が進められており、地域の住民の中からは、「何とか残してほしい」という声が上がっています。北蔵の敷地内には、経済産業省の指定した「近代産業化遺産」の旧大倉醸造研究所がありましたが、すでに取り潰されてしまっています。このように、地域の経済活動の疲弊の中で、乱暴に景観が失われていけば、まさに伏見は伏見でなくなってしまうし、京都が京都であることを投げ捨てていくことになるのではないのでしょうか。知事のご所見をお聞かせください。

こうした、新たな景観の問題が各地で起こってくる中で、京都市なども連携を取りながら、景観、観光資源を守るため、企業との事前協議の場をつくるなど、早急に検討すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

【知事・答弁】次に、京都市内の景観問題でありますけれども、これは、美観地区に指定されておまして、これは京都市さんが、地方自治の原点ですので、こうした景観法の定められた景観行政団体は京都市さんなので、京都市会で質問すべき話でありまして、それを越えるということは、自治法上ですね、私はちょっとそこは難しいんじゃないかなというふうに思います。

ただまあ、例えば府の管理であるね、鴨川や宇治公園の景観保全とか、それから府の管理である嵐山地区のね、これこうありますから、治水対策みたいに、府がからんでくるところについては、鴨川府民会議や各種協議会を通じて、我々やっていくというところでありますので、そのところはやっぱり、市会で、ひとつ完結をした世界になっておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

【馬場】全国でも極めて厳しい地域経済や、そこに消費税の増税や原材料高、また豪雨災害などが重なり、府民の暮らしや中小企業の経営は厳しさを増していると言わなければいけません。

また、集団的自衛権の最前線基地とも言われる米軍レーダー基地の建設など、平和の問題も新たな局面を迎えています。

我が党議員団は、府民の皆さんの命と暮らし、そして平和を守るために全力を上げることを表明して質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【他党派の代表質問項目】

9月16日

■松岡保（民主・木津川市及び相楽郡）

1. 豪雨被害対策について
2. マイナンバー制度の取組について
3. 画像送信システムを活用した捜査力の強化について
4. サイバー犯罪防止対策について

■村田正治（自民・宇治市及び久御山町）

1. 土砂災害対策について
2. 「明日の京都」について
3. 宇治茶の振興について
4. 観光施設へのWi-Fi整備について
5. 府営水道について
6. 警察署の建替整備について

6月17日

■松井陽子（民主・京都市伏見区）

1. 居住不明児童・虐待・不登校問題など子どもたちを取り巻く諸問題について
2. 自殺対策への取組について（条例制定に向けて）

9月17日

■片山誠治（自民・南丹市及び京丹波町）

1. 治水問題について
2. 留学生の活躍支援について
3. 京都府農業を担う経営力のある人材の確保・育成について
4. 自動車運転免許事務のあり方について

■山口勝（公明・京都市伏見区）

1. 豪雨被害の今後の対策強化について
2. 中小企業支援について
3. 京都経済センターについて
4. 人材育成、女性の活躍促進について
5. 難病対策について
6. 空き家対策について
7. 危険ドラッグについて

■兎本和久（自民・木津川市及び相楽郡）

1. 医療提供体制の充実について
2. 子どもの貧困対策について
3. けいはんなオープンイノベーションセンターについて
4. 地域振興に係る基盤整備について